

鳥栖市学校給食のあり方評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市の学校給食の普及と児童生徒の心身の健全な発達を促すことを目的として策定する「鳥栖市学校給食基本理念（初稿）」及び「鳥栖市学校給食基本計画（初稿）」を評価するため、鳥栖市学校給食のあり方評価委員会（以下、「評価委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 評価委員会は、次に掲げる事項を審議し評価を行う。

- (1) 本市の学校給食の基本理念に関すること
- (2) 本市の学校給食の基本計画に関すること

(組織)

第3条 評価委員会は、外部の委員7人以内で組織する。

- 2 委員は、学校給食のあり方に関し、専門的な知識や経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は1年とする、ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任することができる。
- 5 評価委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
- 6 委員長は評価委員会を代表し、評価委員会の会務を総理する。
- 7 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 評価委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、評価委員会の審議の必要に応じて、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第5条 評価委員会の庶務は、教育部総務課及び総務部総合政策課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年 6月 2日から施行する。